

国民年金保険料免除制度のお知らせ

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年周、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。なお、保険料免除制度には、全額免除と半額免除があります。

国民年金

【問合せ先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

全額免除制度

1. 保険料（月額：13,580円）が全額免除されます。
2. 免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の1の計算になります。

半額免除制度

1. 保険料の半額（月額：6,790円）が免除され、半額（月額：6,790円）を納めます。
 2. 半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の2の計算になります。
- ※半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります。

申請の手続きは

役場住民課へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。

- 持参するもの…①年金手帳
②印鑑
③失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

なお、6月まで承認を受けているかたで引き続き7月から免除を希望する場合も、申請が必要となります。

消防署



重要な防火管理！

羽島郡広域連合
☎388-1195

毎年全国各地で多くの火災が発生し、それにより尊い生命や貴重な財産が失われています。防火管理とは、火災の発生の防止と火災被害を最小限に止めることを目的として、「誰が何をしたらよいか」、「火災が発生した場合にはどうしたらよいか」などを消防計画に定めて、日常の火気管理、消防用設備の維持管理、消火・避難訓練などを行うものです。

消防法により建物所有者や各テナントの管理権原者は、防火管理者を定め、防火管理業務に当たらせなければなりません。火災時の初動対応の不手際や消防用設備の不備などにより、管理権原者や防火管理者に対して、防火管理業務の不履行から刑事責任が問われたことも多くあります。

私たちの尊い生命や財産を守るためには、防火管理の重要性を十分認識したうえで、防火管理を徹底していくことが重要なことなのです。

羽島郡広域連合消防本部ではこの防火管理者の資格を取得するための防火管理者講習会を次のとおり開催します。この機会に多くの方が受講されますようご案内いたします。

【目的】消防法で定める防火管理者資格の取得

【期日】甲種8月4日（木）・5日（金）
乙種8月4日（木）

【時間】午前9時30分～午後4時50分

【場所】羽島郡広域連合消防本部3階大会議室

【定員】60人

【申込期間】7月1日（金）～29日（金）

※受講料乙種4,000円
甲種4,500円を添えて直接消防本部予防課へお申し込みください。（郵送不可）

【問合せ先】羽島郡広域連合消防本部予防課
☎388-11198

